

鈴鹿市公告第 17 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鈴鹿市森林整備計画を立てることから、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和 8 年 3 月 4 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 縦覧場所

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市産業振興部農林水産課

2 縦覧期間

公告の日から令和 8 年 3 月 26 日まで